

	区 分	内 容	検査の合否
講 評	指 示	手直し（修補）が必要な事項、緊急を要する事項	合格しない
	注意①	改善を要すると認めた事項（監督員を通じて検査員まで報告）	合格
	注意②	改善を要すると認めた事項（監督員まで報告）	
	意 見	今後改善を要すると認めた事項	

（２）検査記録表の記載方法

・ 指示

手直し（修補）が必要な事項については、「検査記録表（指摘・報告）」（「事務処理様式集」様式 39）（以下「検査記録表」という）に指摘事項を記載し、指示欄にマークするとともに、「手直し工事指示書」（「検査要領」第 2 号様式）により手直し指示を行う。手直し等の再検査については、検査要領第 11 条による。なお、緊急を要する事項については、「検査記録表」に指摘事項を記載し、指示欄にマークすることにより指示を行う。

・ 注意①

改善を要すると認め検査員まで報告が必要とした事項については、「検査記録表」に指摘事項を記載し、注意①欄にマークする。処置事項については、必要書類を添付のうえ、監督員を通じて検査員に報告して確認を受ける。

・ 注意②

改善を要すると認め監督員まで報告するとした事項については、「検査記録表」に指摘事項を記載し、注意②欄にマークする。処置事項については、監督員に確認を受ける。

・ 意見

今後改善を要すると認めた事項については、「検査記録表」には記載しない。

4. そ の 他

検査員の心得

- ① 常に公平かつ温和な態度であること。
- ② 正確な資料または事実に基づいて厳正に検査を行うこと。
- ③ 工事の進捗に支障を与えないよう配慮すること。
- ④ 欠陥等を指摘するのみでなく、長所の賞揚も行うこと。
- ⑤ 不適正な工事を発見した場合は、その原因についても十分考察すること。
- ⑥ 修補及び手直しの方法については、理論のみでなく実情に即して決定すること
- ⑦ 検査の結果、得た事実・情報について機密を保持すること。
- ⑧ 監督員の説明を傾聴し、以後の監督業務に支障を与えることのないように配慮すること。

5. 附 則

（施行期日）

この指針は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

平成 14 年 11 月 1 日改正施行（平成 14 年 10 月 16 日技第 131 号）

平成 18 年 4 月 1 日改正施行（平成 18 年 3 月 31 日技第 187 号）

平成 27 年 6 月 1 日改正施行（平成 27 年 6 月 1 日技第 66 号）